

海外経済要録

国際機関

◆第5回DAG会議

第5回DAG会議は、7月11日から3日間東京で開催された。今回の会議には、DAG構成国たる10か国およびOECDの11代表のほか、OECC、世銀、米州開発銀行からオブザーバーが参加した。

会議の冒頭、池田首相は「日本は経済力の許す限り、他の自由先進国と協調して、アジアをはじめ低開発地域の経済開発に積極的に貢献する用意があること。資金援助が有効に生かされるための基礎として、技術援助の重要性を認識すべきであること。また低開発国の一次産品輸出の問題も重要であり、さらに低開発国の工業化が進むにつれ、これら諸国の軽工業品を先進諸国がいかに秩序と調和をもって受け入れるかという問題にも真剣に取り組むべきであり、日本としてはこれらの問題に対しても、とくに関心を寄せていること」を表明、DAG会議に臨むわが国の基本的態度を明らかにした。

この後、主要な議題である①日本の援助政策および計画についての説明、②民間投資促進策、③借款團の設立問題、④援助国の負担基準（いわゆるGNPの1%拠出問題）、⑤OECD開発センター設立、などの諸問題について検討が行なわれた。このうち、具体的な決定ないしは勧告が行なわれたのは、②、③、⑤の諸問題で、懸案の④援助国の負担基準については、各国とも負担の平衡につき、原則的に賛意を表明したもの、いわゆる「GNPの1%拠出」案に対しては、その心理的な効果は大きいとしても、これが一率に適用されることについては、各々の区々な国内の政治・経済・社会情勢などから問題であるとし、今後とも、さらに専門委員の間で検討が進められるべきであるとされた模様である。民間投資促進案については、租税政策と国際投資保証機構設立の2問題がとくに重要であり、前者については、OECCの財政委員会（Fiscal Committee）で具体的に検討されることが適當とされ、この場合DAGメンバーである日本も同委員会に参加が認められる模様である（後者については世銀に検討を要請）。借款團（Consortium）の設立については、厳格な基準は設けないが、その際OECD、世銀などとの密接な協力関係を維持すること、またOECDの開発センター設立については、その

原則について各國の同意が得られたものの、具体的な構想については、新OECDの理事会の決定にゆだねされることとなった。

なお、今回の会議で、新たに副議長制が設けられ、DAG機構の強化がはかられることになった（新副議長はフランスのサドラン大蔵省外事局長）。またDAGの今後の作業予定は次のとおり。

- (1) 常任代表会議（9月中旬ごろ）
- (2) 共同援助努力に関する作業部会（同上）
- (3) 広報専門家会議（9月末ごろ）
- (4) 常任代表レベルによるDAC会議（OECD発足直後10月初旬ごろ）
- (5) DAC第1回会議（11月14日）
- (6) 技術協力作業部会（11月中）

◆IMF、英国に対し資金援助

IMFでは8月4日、総額20億ドルに上る英國の外貨引出し要請を承認した。このうち15億ドル相当額は即時引出し分であり、残り5億ドル相当額は向こう12か月間にわたるスタンド・バイ・クレジットの形をとっている。

今回の引出しの特徴の一つは、米ドルのほかに8か国の通貨が使用されたことである（内訳下記のとおり）。これは、主要通貨への過大な負担を避け、かつIMF保有資力の効率を高めようとする意図を示すものであり、昨秋のドル不安と関連したIMF当局最近の方針をうかがわせている。なお米ドル以外の各国通貨を使用した最近の事例としては、さる4月末の対豪州資金援助1.5億ドル、7月半ばの対インド2.5億ドルなどがある。

引出し通貨内訳		(単位・百万米ドル)	
米ドル	450	ベルギー・フラン	90
ドイツ・マルク	270	日本円	75
フランス・フラン	270	カナダ・ドル	75
イタリア・リラ	120	スウェーデン・クローネ	30
オランダ・ギルダー	120		

次に、IMFはこれら引出しに伴い減少した諸国通貨保有額を補充するため、英國の引出額の後に相当する前記各通貨（計5億ドル）を金により買い入れることとなつた。IMFでは目下ベルンシャタイン案ないしヤコブソン案などを基礎として、必要に応じ準備の豊富な国か

ら借入を行なうなど、その融資能力を弾力的に強化する方策につき検討を進めているが、今回の金による諸通貨の買入れは、この方向に沿った一時的な措置として注目される。

なお当然のことながら、IMFでは今回の資金援助に際し、英國が「現行為替相場で、かつ貿易および経常支払に制限を課すことなしに」国際収支を改善するため努力している点を指摘し、この援助がポンドの強化と一般的な国際為替安定に役立つことを期待している。今回の援助はIMFとしては創業来最大の規模のもので、英國ではこのうちさしあたり約2億ポンド（5.6億ドル）見当を、バーゼル協定に基づき欧州諸国中央銀行から供与された短期信用の返済に充当する予定といわれる。英國に対する前回の援助は1956年のスエズ動乱時の13億ドル（うち739百万ドルはスタシド・バイ取決めで、結局使用されずに終わった）で、1960年10月に全額返済されている。

米州諸国

△米国のベルリン危機に伴う緊急措置

ケネディ大統領は7月25日ラジオ、テレビを通じてベルリン危機について演説、「たとえ漸進的にであれ、また力強くであれ、共産主義者がベルリンからわれわれを追い出すことを許すことはできない」とその決意を述べるとともに、東西間の危機は単にベルリンのみに限定されないことを強調して3,454百万ドルに上る国防予算の追加を要請した。

今回の緊急措置は、ベルリン危機を契機として、かねてケネディ大統領の意図した通常軍事力の増強を実現しようとするもので、その背景には、軍事力として核兵器をとくに重視していたこれまでの考え方から通常軍事力をも重視する考え方への戦略思想の変遷のあることはいうまでもない。緊急措置の骨子は次のとおりである。

- (1) 3軍の兵力増強（計217千人増）、兵器、資材および物資の購入など国防費を3,247百万ドル増額する。
- (2) 民間防衛費を207百万ドル増額する。
- (3) 最高25万人の予備役を1年間現役として召集する権限、および予備役の毎年の訓練召集期間（現在2週間）を延長する権限を、1962年7月1日までに限り大統領に付与する。

このような大統領の要請に対し議会は迅速に反応、上記(3)に関する法案はいちはやく上下両院を通過の後8月1日大統領の署名を経て成立した。他方、上記(1)および(2)の国防費増額に関する法案については、議会筋ではシ

エット爆撃機生産、開発費の支出増大を中心に大統領の要請額を上回る支出増大を望む空気が強く、上下両院で審議の結果8月10日本年度国防費として総額466.6億ドルを承認した（ちなみに当初予算教書の国防費438億ドル、1961年度最終予算414億ドル）。

このような国防費の増額のほか、政府の提案している郵便料金引上げの実現が危ぶまれていることなどもあって、本年度予算の赤字の規模は60～70億ドルに達する場合も予想されるに至っている。

なお大統領は上記演説の中で来年度は均衡予算を組む意向であることを表明し、国防費増大に照らして必要とあれば増税を要請する場合もあることを示唆して注目された。

△キューバの通貨措置

キューバ政府は8月5日、次のような通貨改革措置を発表、6、7の両日にこれを実施した。

- (1) 国民の保有するすべての銀行券および紙幣は、8月6、7の両日中に国立銀行に提出しなければならず、提出されない通貨は無効となる。
- (2) 提出された通貨のうち、1世帯当たり200ペソまでは新銀行券（旧銀行券と同価値）と交換され、それをこえる分は国立銀行の特別預金勘定に強制預入せられる。
- (3) 6、7の両日は外国との出入国を禁止する。

今回の措置の目的は種々伝えられているが、①亡命者による海外持出しペソを無効にして、反革命の資金源を絶つことを主目的とし、同時に②最近のインフレ傾向を抑制することをもねらったものとみられる。

その後、同国政府は8月9日、上記措置に伴う次のような預金引出し制限措置を発表した。

- (1) 上記特別預金勘定からの引出しは8月15日以降認められ、1,000ペソまでは直ちに引き出すことができ、その後は毎月100ペソまでの引出しが認められる。
- (2) 特別預金の額は10,000ペソまでとし、それをこえる分は政府に没収される。10,000ペソのうち5,000ペソをこえる分は自動的に貯蓄勘定に振り替えられる。
- (3) この措置は今回の通貨措置実施以前の預金に対しては適用されない。

△ブラジルの為替制度変更

ブラジル政府は7月1日、小麦、新聞用紙、石油および石油製品などの重要輸入品に適用されていた特恵レート（いわゆる“Cost of exchange.”）を廃止し、これを自由市場レートとする旨発表した。この特恵レートはさ

る3月の改正で、1米ドル当り100クルゼイロから200クルゼイロへ切り下げられ、実勢（1米ドル当り250～260クルゼイロ）にかなり近づけられていたものであるが、今回の措置はこれを完全に自由化したものである。

一方、輸出為替レートについても、5月12日、コーヒーの輸出に適用されていた特別レート（1米ドル当り90クルゼイロ）が廃止され、自由市場レートが適用されることになった（ただし、コーヒー輸出業者はコーヒー産業保護資金として、60キロ入り1袋のコーヒー輸出につき22米ドルまたは同額の他の通貨をブラジル銀行を通じて政府に納入しなければならない）。

この結果、ブラジルの為替レートはココアおよびココア製品の輸出レートを除き（これも4月5日、従来の1米ドル当り100クルゼイロから210クルゼイロへ切り下げられ、実勢に近づけられている）、すべて自由レートとなったわけであり、さる3月の改正で一步を踏み出した、複数為替レートから単一自由為替レートへの移行はその大半が達成されたことになる。

歐　洲　諸　國

◇英國、経済緊急措置を発表

ロイド蔵相は7月25日下院においてポンド不安に対処するための経済緊急措置を発表した。内容は次のとおり財政、金融両面にわたる広範かつ強力な総合対策である。

1. 金　融　政　策

- (1) 公定歩合の2%引上げ（5%→7%、26日実施）。
- (2) 英蘭銀行への特別預金積立て率の引上げ。ロンドン手形交換所加盟銀行は2%から3%へ、スコットランド系銀行は1%から1.5%へ（本措置による積立て増加額は約80百万ポンド、うち半額は8月16日までに、残り半額は9月20日までに英蘭銀行に預入）。

なお、保険協会に対して住宅建設その他投機的金融を抑制するよう要請が行なわれた。

2. 財　政　措　置

- (1) 消費税の引上げ。購買税、物品税および關稅の現行税率をそれぞれ10%引上げ（これは6月に成立した新予算法に基づいて政府に付与された税率変更権の行使で、これによる税収増加見込みは約2億ポンド）。
- (2) その他の財政措置。①政府および地方公共団体実施事業の延期または取止め、②地方公共団体の起債削減、③一般公務員、国有企业労働者の賃上げ抑制（当面は中等および初等学校教員のベース・アップ抑制）。

3. IMFからの引出し。総額20億ドルで、うち15億ドルは即時引出し、5億ドルはスタンド・バイ・クレジット

による。即時引出し15億ドルは米ドルほか9か国通貨にわたっている（別稿「IMF、英國に対し資金援助」参照）。

4. 来年度の予算および政策

- ①財政支出規模の膨張抑制（来年度の支出は本年度の2.5%増以内にとどめる）、②政府の海外支出削減（総額4億ポンドにとどめる、本年度支出額は約5億ポンドの見込み）、③資本利得に対する課税、④産業に対する補助金の削減および⑤農業補助金制度の再検討。

5. そ　の　他

- ①英國在外企業の収益中本国送金充当分の拡大、②企業配当率の上昇抑制および③商業銀行の個人向け貸出抑制、などの方針をとる。

今回の措置はポンド不安と國際収支の逆調、さらには根強いコスト・インフレ傾向など英國経済の直面する困難な諸問題に対処するため、かねて予告されていた緊急対策をいよいよ実施に移したものであるが、とくにその内容において1957年以来の『危機レート』といわれる公定歩合7%への引上げ、消費税率の引上げ、財政支出の緊縮、IMF資金の大量引出しなど金融政策を基本とし各種方策を含めた総合対策として打ち出されたことが注目されている。なお今回の引締めのねらいは国内消費を中心とした過剰需要傾向の抑制とポンドに対する信認の回復にあり、英当局としてはこれによって正常な国内投資の抑制を意図するものでないことを明らかにしている。

シティ筋の反響は、今回の措置はかねて予期されていたとはいえ予想外に強い金融措置を含んでいる点で画期的であることを認める反面、英國経済の至上命題たる生産性向上および輸出競争力強化のための基本的政策に欠けているとの批判が強い。

なお為替市場は今回の発表と同時に強調に転じ、25日のポンド対米直物相場は6月27日以降びきびさに2ドル79セント台に回復、その後も引き続き著しい立直りをみせ8月4日以降2ドル80セントを上回っている。

◇英國、共同市場加盟の交渉開始を決定

マクミラン首相は7月31日下院において英國政府は懸案の共同市場加盟交渉を正式に開始することに決定した旨発表、次の点を明らかにした。

- (1) EECに加盟するためローマ条約第237条に基づくフル・メンバーとしての正式な加盟申請を行ない、交渉を開始する。
- (2) 政府は英國、英連邦諸国およびEFTA（歐州自由貿易連合体）諸国の利益を守るよう極力努力する。
- (3) 加盟の是非は交渉の結果をまって決定するが、政

府としてはその結果のいかんにかかわらず英連邦諸国と十分協議したうえで下院に報告し、その承認を得なければいかなる協定も結ばない。

英國が歐州に対する伝統的な外交方針を基本的に転換し、統一歐州への参加を決意したことについては、戦後繰り返して生じたポンド不安の克服、経済成長の慢性的鈍化傾向の是正など英國経済の体質改善をはかるためには輸出貿易の増進が解決の唯一の道であり、そのためにはすでに発展力の乏しい英連邦およびEFTAとの既往のきずなにこだわらず今後最も発展を予想されるEECへ加入することが最も有効な方法であると判断したためと考えられる。

英國政府は、さる2月西欧同盟(Western European Union—英國とEEC諸国および米国、カナダを構成員とする組織)外相会議においてEECへの接近態を表明したが、その後西側陣営の結束強化の必要からケネディ米大統領が英國のEEC加入を強く要請したこともあり影響し、7月初めには3閣僚を英連邦諸国に派遣してEEC加入に関する了解工作を進めてきた。こうして英國政府は8月10日にEECに対し正式に加盟申請を行なったが、今後の加盟交渉においてなお調整を要すると思われる点は次のとおり。

(1) 英連邦諸国との関係。英國のEEC加盟によって從来の域内特恵関係維持は困難となり、とくに工業製品と温帯性食料品に与える影響が大きい。連邦内では温帯性食料品(酪農品・肉類)の対英輸出が全輸出量の36%を占めるニュージーランドの受け打撃が最も大きく豪州、カナダなどもかなりの影響をこうむるため、この3国は現在のところ英國のEEC加盟に反対の空気が強い。

(2) EFTA諸国との関係。デンマークは8月10日英國と同時にEECに対し正式に加盟申請を行ないノルウェーも英國に追随する意思をすでに表明しているがオーストリア、スイス、スウェーデンは政治的理由からEECへの全面的参加は当面困難とみられる。英國がEECへ加盟する場合、EFTA諸国間の域内関税との関係をどう処置するかの問題がある。

(3) 英國農業の問題。英國では從来補助金制度による保護政策をとってきたが、EEC側は輸入関税と輸入制限を主とした農業保護政策をとっている。したがってEECの政策を採用するとすれば英國としては、從来の無税かつ自由な英連邦からの農産物輸入に高関税を課し、一方国内補助金の撤廃を迫られるわけで、この結果英國の農民、消費者その他に与える影響は大きい。

一方英國のEEC加盟についてEEC側は原則的に明確な賛意を表明しているが、加入のための具体的細目につき今後英國が提示する条件いかんによってはフランスの強い反対も予想されており成行きが注目される。

◇西ドイツ・ブンデスバンクの支払準備率引下げ

ブンデスバンクは7月13日居住者預金に対する支払準備率を1959年10月現在の率の5%方引き下げ(7月1日に遡及実施)、次いで8月10日さらに5%の引下げを決定した(8月1日に遡及実施)。

これらの措置は、基本的には昨年末の金融緩和政策の方向を推し進めたもので、昨年12月以来6回めおよび7回めの引下げとなるが、直接の動機は7月初旬以来の金融市場の逼迫を緩和し、とくに債券市場の金利上昇を抑制する点にあったと考えられる。

すなわち、金融市場は7月初旬以降金融機関の資本輸出、旅行シーズンの到来による現金需要の増加などにより逼迫し、中旬以降はさらに税引揚げがこれに加わり、

支払準備政策の推移

区分	措置の概要	平均準備率	支払準備義務額	備考
1959年10月	引締め政策開始前	8.1	71	
11月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	8.9	79	非居住者預金について は1960年1月より1959年11月末の残高をこえる分につき、法定最高限度の準備率を適用
1960年1月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	9.7	89	
3月	1959年10月末現在の率の20%引上げ	11.2	105	
6月	1959年10月末現在の率の15%引上げ (ただし貯蓄預金については10%)	12.3	117	
7月	3~5月の平均残高をこえる分につき、法定最高限度を適用	12.5	122	
12月	7月の特別措置廃止	12.3	123	
1961年2月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	11.8	122	
3月	1959年10月末現在の率の10%引下げ	11.0	115	
4月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	10.7	112	すべての非居住者預金につき法定最高限度の支払準備率を適用
6月	1959年10月末現在の率の10%引下げ	(推定)9.9	102	
7月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	(推定)9.5	98	
8月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	9.1	94	

コール・レートは公定歩合を上回る水準を続けてきた。

一方債券市場においても、上記の金融逼迫のほか、ペルリン問題の緊張増大を映した外国筋からの債券売却があつて市況は悪化し、6月一時5%近くまで低落していた債券利回りは7月初旬5.5%程度まで反騰、7月初旬発行された5%利付連邦鉄道債は売れ行き不振でシンジケート銀行の手元に売れ残りを生ずる状態にあった。このためブンデス・バンクは7月11日抵当銀行の代表者を招いて市場の実情を聴取するとともに、同日債券市場に入して相場の買いささえを行ない、このためその後の市況は一時落ち着きを取りもどしたもの、7月下旬以降は外国筋の弱気売りなどがあつて再び逼迫傾向が強まり、利回りは5.5%をこえるに至った。8月の支払準備率引下げはかかる資本市場の引締まりの緩和に、より大きな重点が置かれたものと考えられる。

なお支払準備率引下げによる資金解放額は7、8月各4億マルク、計8億マルク程度と推定される。

◇ノルウェー中央銀行の紳士協定による金融引締め措置

ノルウェー中央銀行は、7月上旬市中金融機関との間に以下のような内容の紳士協定を締結した。

(1) 貸出の削減

イ、商業銀行

(イ) 貸出総額を本年11月1日までに6,300百万ノルウェー・クローネ以下に削減する(5月末残高6,527百万クローネ)。

(ロ) うち、建築向け貸出を除く当座貸越残高を11月1日までに4,200百万クローネ以下に削減し(5月末残高4,455百万クローネ)、引き続き年内はこの限度内に押える。

(ハ) 建築向け貸出残高を11月1日までに650百万クローネ以下に削減し(6月末残高766百万クローネ)、引き続き年内はこの限度内に押える。

(ニ) 政府債および政府保証債の保有残高を11月1日までに最低400百万クローネに増加し(6月末残高385百万クローネ)、引き続き年内はこの水準を維持する。

ロ、貯蓄銀行

(イ) 貸出総額を11月1日以降12月末までの間は、前年同期残高7%増をこえない範囲内に押える。

(ロ) 当座貸越残高は爾今年内は5月1日現在の残高をこえない限度に押える。

(ハ) 建築向け貸出残高を11月1日までに5月1日現在の残高の5%減まで削減し、引き続き年内はこの限度内に維持するよう努力する。

(ニ) 政府債および政府保証債の保有残高を、5月1日以降の預金増加額の30%に相当する額だけ増加する。

ハ、生命保険会社

政府債および政府保証債の保有残高を20百万クローネ増加する。

(2) 金利の引上げ

イ、当座貸越金利の最高限度(手数料を含む)を従来の5%から6%へ引き上げる。

ロ、10万クローネ以上の定期預金の金利については期間1年ものは1%引き上げて4%とし、9ヶ月および6ヶ月ものはおのおの3%引き上げて3.4%および2.3%とする。

ハ、市中銀行は零細貯蓄者のために秋以降告知期間9ヶ月、3.5%利付の貯蓄預金勘定を開設する。なお従来貯蓄預金利の最高は3%程度であった。

ノルウェー経済は1959年以降、建築投資・設備投資を主因に上昇を続け、現在なお内需はきわめて旺盛であるが、労働力の極度の不足(5月末の失業率0.5%)から最近は生産がやや伸び悩み(前年比伸び率第1四半期+8%、4~5月間+6%)、他面国際収支の悪化を招くに至っている。すなわち、本年1~5月間の輸入は機械および1960年10月以降自由化された自動車の輸入増大を主因に、前年同期を13%上回り、他方輸出はパルプ・乳製品などの不振から前年比2%増にとどまったため、貿易収支戻りは2,165百万クローネ(303百万ドル)の赤字(前年同期は203百万ドルの赤字)を記録、これは外資の流入によりおおむねカバーされたものの、6月末の金・外貨準備は269百万ドルと年初来14百万ドルの減少(前年同期は14百万ドルの増加)をみている。

物価面においても上昇傾向がしだいに強まっており、5月の生計費指数は前年比2%の上昇を示した。

金融機関の貸出増勢も著しく、5月末貸出残高の前年比伸び率は、商業銀行+13%、貯蓄銀行+9.5%と預金の伸び率各+7.5%および+6.5%を上回っている。

今回の措置は、かかる情勢にかんがみ、過剰需要を抑制し、もって貿易収支を改善し物価上昇傾向を阻止する目的をもって実施されたものであるが、国立銀行の融資により実施されている一部の住宅建築、国内の未開発地域に対する融資およびとくにノルウェー企業の国際競争力強化のために必要と認められる投資資金は引締めのわく外とされている。

◇スペイン・ペセタの交換性回復と輸入自由化促進

7月17日スペインは非居住者に対する同国通貨ペセタ

の交換性を回復した。本措置は1959年7月に行なわれた同国のOEEC加盟およびペセタの切下げ以来いずれ実施されるものと予想されていたものであるが、最近における国内経済の安定、国際収支の好調、外貨準備の充実（1961年6月末661百万ドル、ここ数か月間月平均約40百万ドル増加）などの諸事情を背景に今回実施に踏み切ったものとみられる。

本措置の実施に伴い、平価（1米ドル=60ペセタ）には変更はないが対米ドル直物相場の変動幅はそれぞれ平価の1%上下まで拡大、介入点は60.60ペセタ～59.40ペセタに改訂（従来60.15ペセタ～59.85ペセタ）された。

なお同国は24日OEEC規約に基づく輸入自由化品目の拡大を行なったが、これにより化学製品、鉄鋼製品などについては9月1日より、羊毛については明年1月1日以降輸入が自由化されることになった。この自由化措置は1959年7月の安定計画実施以後5回めのものであり、自由化率は前回（4月）の75%よりさらに拡大された。

アジアおよび共産圏諸国

◇東南アジア連合の発足

マラヤ、フィリピン、タイの3国は、かねて地域化の構想を検討してきたが、7月31日、バンコックで開催された3国外相会議において共同宣言を発表し、正式に「東南アジア連合」（Association of Southeast Asia）の発足を声明するに至った。

上記共同宣言では、

(1) 本連合は、広く東南アジアにおける経済、社会、文化の発展を目的とし、外部のいかなる政治勢力とも結びつかない。

(2) 参加国は、経済、社会、文化、科学の各分野で相互に情報を交換し、協調を行なう。また相互に天然資源の活用、農工業の開発、貿易の拡大、運輸・通信施設の改善などを通じ、域内生活水準の向上をはかる、

(3) 本連合は、現存する国際機関（エカフェなど）とも協調する、

などの基本方針が表明されている。

また、翌8月1日には、3か国共同コミュニケを発表し、①マラヤ（クワラ・ルンプール）に常設委員会を設置する、②特殊問題を検討するための専門家委員会を個々に設置する、③毎年、閣僚級会議を開催する（第2回会議は明年8月、フィリピンで開催の予定。なお本年に限り、12月にクワラ・ルンプールで特別会議を開催する）、などの具体的事項を決定した。

◇インドの対IMF外貨借入

インド政府は、7月14日、IMFから次のとおり外貨借入れを行なう旨を発表した。

(1) 金額 250 百万ドル

(2) 通貨別内訳（単位・百万ドル）米ドル110、英ポンド60、ドイツ・マルク45、フランス・フラン15、イタリア・リラ15、日本円5

今回の措置は、当面する外貨逼迫と、先行きの季節的な外貨不足に対処するためにとられたものである。すなわち、インド準備銀行の保有外貨は、開発資本財を中心とする輸入増大とその割に輸出が伸びないと主因に本年1～6月間に80百万ドル方減少し、6月末には486百万ドル（うち金地金247百万ドル、外貨239百万ドル）と、同行の外貨準備限度420百万ドル（金地金241百万ドル、外貨179百万ドル）に接近しつつある。しかも、季節的な輸出停滯期（5月～10月）と海外援助の流入が遅れているところから、このままでは上記法定限度を割る懸念があった。外貨借入れの実行は8月1日以降となる見込みである。

なお、わが国のIMF出資円が使用されるのは、今回がはじめてである。インドのIMF割当額は600百万ドルで、うち75.5百万ドルは金、残り522.5百万ドルはルピー出資となっている。また、IMFからの外貨借入は1948～49年100百万ドル（返済済み）、1957年200百万ドル（うち136.75百万ドル返済済み）に続き3回めである。

◇ブルガリアのデノミネーション

さる7月18日ブルガリアの党・政府当局は1962年1月1日以降価格標準を変更し、現在流通している通貨10レバを新しい通貨1レバと交換する旨決定発表した。

この措置により労働者・勤務員の賃金、年金、貯蓄金庫預金その他の住民の所得、御壳・小壳価格、公共料金その他のサービス料、劇場・映画館の入场料など、国民経済に関連するいっさいの計算は10分の1に換算される。

これは、本年1月1日におけるソ連・ルーブルのデノミネーション（旧10ルーブルを新1ルーブルに）および対外レートの変更（旧レート1米ドル=4ルーブルを1米ドル=0.9ルーブルに）に次ぐ共産圏のデノミネーションである。

なお対外レートの変更については未詳であるが、レバの現行レートは、10レバ=1.323ルーブル、1ポンド・スターリング=19.04レバである。